

財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団奨学金給付等
取扱要項

〔昭和61年4月1日
理事長裁定〕

改正 平成4年2月1日 平成15年4月1日
平成13年4月1日 平成16年10月1日
平成14年4月1日

(趣旨)

第1条 この取扱要項は、財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団(以下「財団」という。)寄附行為第35条の規定に基づき、財団寄附行為第4条第2号の事業を遂行するために必要な事項を定める。

(奨学金の種類)

第2条 財団が給する奨学金は、スポーツ奨学金とする。

(給付等の対象)

第3条 前条の奨学金の給付は、次の各号に掲げるものの一に該当する個人又は団体を対象とする。

- (1) 体育・スポーツ活動において優秀な成績を収めた個人又は競技団体
- (2) 国際交流の推進に資する個人又は団体
- (3) 競技力向上の推進に資する実技指導教職員

(選考委員会)

第4条 前条に定める個人又は団体を選考するため、財団の理事長及び常任理事並びに鹿屋体育大学の学生担当副学長で構成する選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に委員長を置き、財団の理事長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 前条第1号及び第3号に規定する個人又は団体の選考は、別に定める奨学金給付基準による。
- 5 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 6 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第5条 この取扱要項に定めるもののほか、奨学金の給付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱要項は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成4年2月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱要項は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団スポーツ奨励賞授与基準(平成4年2月1日理事長裁定)は、廃止する。

附 則

この取扱要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成16年10月1日から施行する。